

令和7年12月23日

十和田市教育委員会  
教育総務課

教育委員会職員の懲戒処分について

令和7年11月26日に公表した「市職員による準公金等の着服事案」に関し、当教育委員会職員について下記のとおり懲戒処分等を行いましたのでお知らせします。

記

1. 懲戒処分内容

処分年月日	令和7年12月23日（火）
被処分者及び 処分内容	教育委員会 部長級職員（50歳代 女性） 減給10分の1 1月 課長級職員（50歳代 男性） 減給10分の1 3月 課長補佐級職員（40歳代 男性） 戒告 課長補佐級職員（40歳代 女性） 戒告 係長級職員（40歳代 男性） 戒告
処分根拠法令	地方公務員法第29条第1項第2号
処分理由	当教育委員会において発生した準公金等の着服により懲戒免職処分となつた部下職員に対する指導監督が適正に行われていなかつたため。

※ 非違行為を行つた当事者職員については、令和7年11月26日付けで懲戒免職処分を行いました。

2. 教育長の給与自主返納

今回の事案を重く受け止め、職員の任命権者である教育委員会を代表する教育長として、道義的責任を取り、1月分の給与の10%を自主返納します。

【教育長コメント】

「このような事案に至り、市民の皆様に心よりお詫び申し上げます。二度とこのようなことがないよう教育委員会職員一同、信頼回復に向けて全力を注いでまいります。」

3. 支払事務の状況

非違行為を行つた当該職員が令和7年11月25日（火）に全額を返済したため、滞つていた事業者、関係者への支払事務を行い、12月17日（水）に完了しています。

【問い合わせ先】

懲戒処分に関すること : 教育総務課 0176-58-0195  
準公金の着服事案に関すること : スポーツ・生涯学習課 0176-58-0187